

決算・確定申告に向けて **今から** 備える!

消費増税による、

経理業務のよくある“疑問”

～どこまでが消費税5%?どこからが消費税8%? 経理業務で起こり得る注意点をおさらいしよう!～

2014年4月1日以降の取引は消費税率が8%、売上に関しては3月分までが5%、4月分以降が8%です。

※前提として、3月分は3月に計上、4月分は4月に計上であれば、問題はありません。

ただし、締め日が末日以外だと、2つの消費税率が混在し、請求書発行と経理の面で問題が生じます。

上記のように、消費税増税に伴う経理業務の疑問点はまだまだあります。本セミナーで増税後の経理業務かわかる疑問点を解決し、決算・確定申告に向けて今から備えましょう。皆様多数のご参加をお待ちしております。



● 講師紹介 ●

いませ ゆうじ
今瀬 勇二 氏・イマセ総合研究所代表
・中小企業診断士

国内企業の海外営業部・外資系企業の社長、コンサルタント業務に従事後、中小企業診断士として独立。中小企業の経営コンサルティング活動を開始。現在、神奈川県内を中心として企業の経営革新計画・事業承継など、元気な企業を創るナビゲーターとして支援を行っている。自らも経営者としての体験を踏まえ、中小企業の経営者にとって“一番大切なこと”を肌で感じており、講演でもその体験を踏まえた内容には定評がある。

講座内容

- 消費増税施行日前後の取引に関わる注意事項
 - ・在庫品の取り扱い
 - ・決算締切日関連
- 旅客運賃等に関わる注意事項
- 電気料金、通信費等に関わる注意事項
- 経過措置に関わる注意事項
 - ・請負工事関連
 - ・資産の貸付
 - ・指定役務の提供
 - ・書籍等予約販売に関わるもの
 - ・通信販売関連
 - ・その他の経過措置
- 消費税は預り金です

開催日時 平成26年 **11月19日(水)**
14:00～16:00会場 **常総市商工会 石下事務所**
(常総市新石下3678)受講料 **無料**定員 **40名**(定員に達し次第、締め切ります)

■ お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、
FAXにてお申し込みください。

■ お問い合わせ

TEL:0297-42-3155(石下事務所)
TEL:0297-22-2121(水海道事務所)**主催** 常総市商工会 ・ 茨城県商工会連合会

11/19(水)「消費増税による、経理業務のよくある“疑問”」セミナー申込書

常総市商工会 行 → FAX:0297-42-8513

平成26年 月 日

事業所	TEL	() -
	FAX	() -
住所		
参加者名	参加者名	

お申しいただいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会活動のためにのみ利用させていただきます。